



しあわせ信州

長野県産業労働部
令和6年4月1日現在

長野県中小企業融資制度のご案内

新設

経営改善サポート資金 (特別型)

ご融資条件	貸付限度額	【設備・運転の合計】 1億5,000万円 ※通常型との合計で2億8,000万円
	金利	年1.6%
	貸付期間	【設備・運転】 15年以内（据置5年） ※信用保証付き融資に限り借換可 ※貸付期間は1年超とすること
	貸付対象者	経営サポート会議による検討に基づき作成された計画等に従い、事業再生の計画等を実施する者で、 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型） を利用し、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者
	信用保証料	自己負担なし (事業者選択型制度を利用の場合は、0.45%以内)

経営サポート
会議とは

長野県信用保証協会が事務局を務め、中小企業者と複数金融機関等が一堂に会し、意見交換を行うことにより、迅速な経営改善支援を図ることを目的とした会議です。
また、貸付対象者の詳細については、裏面の事業再生計画実施関連保証対象者をご覧ください。

本制度に関するお問い合わせ先：県地域振興局商工観光課又は経営・創業支援課（TEL026-235-7200）

経営改善サポート資金(通常型)

ご融資条件	貸付限度額	【設備・運転の合計】 1億5,000万円 ※特別型との合計で2億8,000万円
	金利	年1.6%
	貸付期間	【設備・運転】 15年以内(据置1年) ※県の制度融資に限り借換可 ※貸付期間は1年超とすること
	貸付対象者	経営サポート会議による検討に基づき作成された計画等に従い、事業再生の計画等を実施する者で、事業再生計画実施関連保証を利用し、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者
	信用保証料	自己負担なし (事業者選択型制度を利用の場合は、0.42%以内)

事業再生計画 実施関連 保証対象者 (感染症対応型含む)	<p style="color: red;">以下に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方</p> <p style="color: red;">(1)中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p style="color: red;">(2)認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p style="color: red;">(3)特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画</p> <p style="color: red;">(4)整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p style="color: red;">(5)地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p style="color: red;">(6)東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画</p> <p style="color: red;">(7)私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p style="color: red;">(8)自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書等において特定されたもの</p> <p style="color: red;">(9)中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p style="color: red;">(10)中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p style="color: red;">(11)経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p> <p style="color: red;">(12)中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>
---	---